

資料 10

業務継続計画 (BCP) の作成について

令和 6 (2024) 年 3 月 障害福祉サービス等事業者説明会

栃木県保健福祉部障害福祉課

このページは空白です

業務継続計画 (BCP) の作成について

令和 6 (2024) 年 3 月 栃木県障害福祉課

すべての障害福祉サービス等事業者は、令和 6 年 3 月 31 日までに、「災害」及び「感染症」に関する「業務継続計画」(BCP)を策定する必要があります。

業務継続計画 (BCP) とは

自然災害や、新型コロナウイルス等の感染症の発生といった、不測の事態が発生しても、重要な事業を「中断させない」、または「中断しても可能な限り短い期間で復旧させる」ための方針、体制、手順等を示した計画のことです。

障害者施設・事業所においては、地震や風水害などの自然災害、新型コロナウイルス感染症など感染症のまん延下にあっても、入所者や利用者へのサービスを提供していく必要があります。そのためには、業務の継続に必要な計画をあらかじめ定めておくことが求められています。

令和 3 年度の障害福祉サービス等報酬改定において、すべての障害福祉サービス等事業者は BCP を策定することや、その内容を従事者に周知し、必要な研修や訓練の実施が義務づけされました。**(経過措置として令和 6 年 3 月 31 日までの期間が設けられています。)**

施設・事業所の皆様には、この趣旨を御理解いただき、業務継続計画 (BCP) の策定に取り組まれますようお願いいたします。

厚生労働省では、BCP の策定にあたって、そのポイントを動画で配信したり、BCP のひな型をホームページに掲載しています。

なお、BCP は自然災害時に対応するものと感染症発生時に対応するものをそれぞれ、各施設・事業所の状況に応じて策定することとなっています。

【業務継続計画ひな形やガイドライン等の掲載先】

栃木県トップページ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/>

→画面上部 「子育て・福祉・医療」 → 「障害者」 → 「障害福祉サービス」

→ 「事業者の方へ」 → 「業務継続計画 (BCP) について」 → 「事業所における業務継続計画 (BCP) の策定について」

※ 令和6年度の報酬改定において、「業務継続計画未策定減算（全てのサービスが対象）」が新設される予定です。

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬が減算となる予定です。（一定程度を取組を行っている事業所に対しては経過措置あり）